

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画
(ごみ処理基本計画・中間見直し版)

令和 7 年 3 月

鹿 児 島 県 伊 佐 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3節 計画の対象廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第4節 計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第5節 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2節 将来予測と目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3節 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4節 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっており、大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。

また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など、さまざまな環境問題にも密接に関係しています。

平成27年9月、国連サミットにおいてSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が、同年12月には、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。

国においては、令和6年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標とし、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

本市では、令和5年度をもって直営の資源・粗大ごみ処理施設を休止し、伊佐湧水環境管理組合（未来館）に処理施設を一本化することで廃棄物処理の高効率化を図り、また循環型社会の形成推進に向けて、資源化、減量及び減容化についても推進してきたところです。

今回、令和2年3月に策定した伊佐市一般廃棄物処理基本計画が令和7年3月に中間見直しの時期を迎えることから、令和11年度までの新たな目標値を設定するものであり、循環型社会の形成推進を意識し、「未来につなぐ」という考え方を浸透させることによって、3Rの推進を中心に廃棄物の減量化や最終処分場の延命化を図り、資源の有効利用促進により地球にやさしい伊佐市を目指していくものです。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

計画策定から5年後にあたる令和6年度に、進行状況と本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、廃棄物処理技術の進展等を踏まえ、計画内容の見直しを行うものです。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
伊佐市一般廃棄物処理計画						● 中間見直し				
鹿児島県廃棄物処理計画	● 改定					● 改定				
伊佐市分別収集計画			● 改定			● 改定			● 改定	

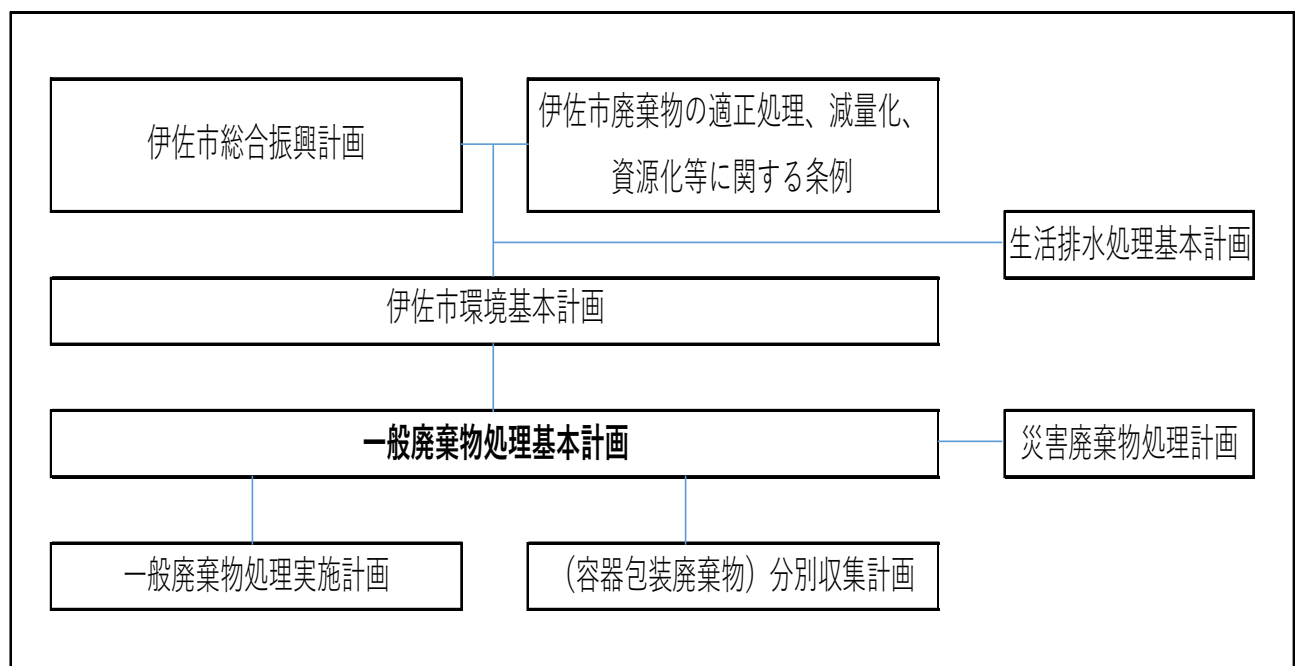
第3節 計画の対象廃棄物

この計画において対象とする廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物とします。

第4節 計画の区域

この計画において対象とする区域は、本市全域（総面積：392.56k㎡）とします。

第5節 計画の位置付け



第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 現状

(1) ごみの処理区分及び排出方法

区 分			排 出 方 法		
生活系ごみ	可燃ごみ（燃やせるごみ）		紙くず、生ごみ、繊維等を市指定の可燃ごみ袋に入れて排出する。		
	不燃ごみ（燃やせないごみ）		金属、ガラス、陶磁器等を市指定の不燃ごみ袋に入れて排出する。		
	粗大ごみ		家電製品（パソコンリサイクル法対象品目を除く）、家具類、自転車等は未来館に直接持ち込む。		
	資源ごみ	缶類		きれいに洗浄したアルミ缶及びスチール缶を市指定の資源ごみ袋に入れて排出する。	
		びん類	無色びん	きれいに洗浄したびんを市指定の資源ごみ袋に入れて排出する。 キャップは可燃と不燃に分別し、それぞれ市指定のごみ袋に入れて排出する。	
			茶色びん		
			その他の色のびん		
			生きびん	店舗持ち込み又は廃品回収活動を通じてリサイクル	
		ペットボトル		きれいに洗浄したペットボトルを市指定の資源ごみ袋に入れて排出する。 キャップとラベルは市指定のプラスチック製容器包装専用袋に入れて搬出する。	
		プラスチック製容器包装		きれいに洗浄したプラスチック製容器包装を市指定の資源ごみ袋に入れて排出する。	
		紙類	新聞紙・チラシ	紐で縛って排出する。	
			雑誌・カタログ		
			ダンボール		
	紙パック		指定店舗に排出する。又は紐で縛って排出する。		
有害ごみ	蛍光灯	ごみステーションに配備した回収用コンテナに排出する。			
	乾電池・充電電池				
市で処理できないごみ		パソコンリサイクル法対象品目、自動車部品、農薬等、市で処理できないごみは排出者自らが専門業者等を通じて処理する。 （家電リサイクル法対象品目（注）はリサイクル券・運搬費用と併せて処理施設に持ち込む場合のみ受入れます）			
事業系ごみ 【処理区分は生活系ごみに準ずる】			事業系ごみ（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物でないもの）については、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の一般廃棄物処理業許可業者に依頼して適正に処理する。		

【排出方法等に係る共通事項】

- 各家庭から排出される生活系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみステーションに排出するか、所定の処理施設に直接搬入する。
- 引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが処理施設に直接搬入するか、本市一般廃棄物処理業許可業者に依頼して適正に処理する。

（注）：「家電リサイクル法対象品目」とは、エアコン（室外機含む）、テレビ（ブラウン管式、液晶、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のことをいう。

(2) ごみの処理主体及び処理方法

可燃・不燃・粗大・資源ごみについては、伊佐市、湧水町で構成している伊佐湧水環境管理組合（未来館）で処理を行っています。

① 生活系ごみ

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（委託） 排出者	未来館（委託）	焼却 ・飛灰→資源化（山元還元方式） ・主灰→資源化（セメント原料）		
不燃ごみ	市（委託） 排出者	未来館（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却又は埋立	市（直営）	埋立（中間処理残渣）
粗大ごみ	許可業者 排出者	未来館（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却又は埋立	市（直営）	埋立（中間処理残渣）
資源ごみ	市（委託） 排出者	未来館（直営）	資源化		
有害ごみ	市（委託） 排出者	未来館（委託）	資源化		

② 事業系ごみ

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	排出事業者 許可業者	未来館（委託）	焼却 ・飛灰→資源化（山元還元） ・主灰→資源化（セメント原料）		
不燃ごみ	排出事業者 許可業者	未来館（直営）	破碎、選別 ・金属類→資源化 ・残渣→焼却又は埋立	市（直営）	埋立（中間処理残渣）
資源ごみ	排出事業者 許可業者	未来館（直営）	資源化		

③ し尿処理残渣

ごみの種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
脱水汚泥	市（委託）	未来館（委託）	焼却 ・飛灰→資源化（山元還元） ・主灰→資源化（セメント原料）		

④ ごみ処理施設（民間施設を除く。）

伊佐湧水環境管理組合（未来館）【焼却施設】

名 称	焼却プラント
所 在 地	伊佐市菱刈南浦880番地56
型 式	ストーカ炉（全連続式焼却炉）
処 理 能 力	80 t / 日（40 t / 24 h × 2 炉）
処 理 対 象	可燃ごみ
竣工（基幹改良）	平成15年3月（令和5～6年度）

伊佐湧水環境管理組合（未来館）【資源物回収施設】

名 称	リサイクルプラント
所 在 地	伊佐市菱刈南浦880番地56
処 理 方 法	破碎・選別方式
処 理 能 力	19 t / 5 h
処 理 対 象	不燃ごみ、粗大ごみ、 資源ごみ（ペットボトル、缶類、びん類、古紙、プラスチック製容器包装）
竣工（基幹改良）	平成15年3月（令和5～6年度）

最終処分場

名 称	所 在 地	設置年月	面 積	残 余 容 量	備 考
大口リサイクルプラザ 一般廃棄物最終処分場	伊佐市大口宮人1190番地3	H12.4	5,000㎡	13,440m ³ (R 6 年度)	管理型
宮人一般廃棄物 最終処分場	伊佐市大口宮人463番地44	S 62.4	13,990㎡	—	管理型 H12.3休止
菱刈町一般廃棄物 最終処分場	伊佐市菱刈徳辺344番地	S 48	12,262㎡	—	安定型 H20.11廃止

第2節 指標評価と目標設定

1 指標評価

(1) 計画前期における成果指標及び目標値の評価

本計画の実効性を確保するため、本市の総合振興計画及び環境基本計画と連動した成果指標と各年度の目標値（※1）を設定しています。

市民1人1日当たりのごみの排出量については、当初計画で令和6年度推計値910gに対して目標値を850gに設定していましたが、推計値を上回る946gの実績値となりました。

ほとんどの廃棄物が減少傾向にある中で、唯一実績値で増加傾向にある直接搬入ごみ、特に生活系の粗大ごみが増加傾向（※2）にあります。

これはコロナ過であった令和2年度頃から増加傾向にあることから、不用品の処分を業者へ依頼するスタイルから、経費の削減も兼ねて各自で処分するスタイルへと移行したことが主な要因であると考えられます。

また、リサイクル率においても令和6年度推計値21.8%に対する目標値23.0%を大きく下回る18.2%という実績値となっています。

これは資源ごみの総量が令和6年度目標値1,706tに対して実績値1,440tと大きく下回っているため、ペーパーレス化に伴う紙資源の減少、スチールやガラスからアルミやペットボトルへの素材軽量化等が要因として考えられます。

成果指標名	令和6年度（推計値）	令和6年度（目標値）	令和6年度（実績値）
市民1人1日当たりのごみの排出量（g／人日）	910	850	946
リサイクル率（％）	21.8	23.0	18.2

（※1）総合振興計画及び環境基本計画では生活系廃棄物のみで目標値を設定

（※2）令和5年度数値が前年と比較し82tの増加

2 将来予測（参考資料参照）

（１） 人口

本市の人口は年々減少傾向にあり、本計画最終年後の令和11年度には約20,206人程度に減少すると予想されます。（伊佐市人口ビジョンを基に推計）

（２） ごみの排出量

ごみの排出量は、人口の減少、ペーパーレス化の促進等に伴い、令和6年度で7,919トン（令和2年度比：10.14%減）、令和11年度で6,844トン（令和2年度比：22.34%減）に減少すると予想されます。

しかし、市民1人1日当たりのごみ排出量については、令和6年度で946g／人日（当初計画値：910g／人日）、令和11年度で928g／人日（当初計画値：890g／人日）と減少はするものの、当初の計画値を上回ることが予想されます。

（３） ごみの資源化量

ごみの資源化量は、ペーパーレス化や容器包装の軽量化に伴い減少傾向をたどっています。令和6年度で1,440トン（当初計画値：1,706トン）、令和11年度で1,270トン（当初計画値：1,721トン）と大きく減少しており、リサイクル率も、令和6年度で18.2%（当初計画値：21.8%）、令和11年度で18.6%（当初計画値：24.4%）と同程度の割合で推移することが予想されます。

（４） 最終処分量

一般廃棄物最終処分場の埋立状況については、平成12年4月に埋立てを開始し平成26年度末までの埋立てを計画していましたが、埋立ごみ量が減少したこと等から一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書を鹿児島県へ提出することで、5年間の使用期間延長を過去2回行っています。

一般廃棄物最終処分場の残余容量は令和6年8月で13,440m³であり、埋立率は52.07%と今後も約15年間使用可能なことが確認できたため、令和6年度中に令和11年度末までの5年間の使用期間延長を行う予定です。

3 目標設定

(1) 成果指標及び目標値の設定

中間見直しを行うにあたり、令和11年度（計画最終年度）までの目標値を再設定し、今後も進行管理を行っていきます。

成果指標名	令和6年度（現状値）	令和11年度（推計値）	令和11年度（目標値）
市民1人1日当たりのごみの排出量（g／人日）	946	928	910
リサイクル率（％）	18.2	18.5	20.0

(2) 設定理由

① 市民1人1日当たりのごみの排出量

今後も引き続き、市民のごみ減量化等への取組状況を測るため、「市民1人1日当たりのごみの排出量」を成果指標として設定します。

令和4年度における実績は、全国で880g／人日、鹿児島県で911g／人日、伊佐市で950g／人日となっており、本市のごみの減量化の取り組みは国、県と比較すると進んでいるとは言えない状況です。

今後さらなる減量化を目指すため、令和11年度推計値の930g／人日（令和6年度比1.9%減）に対して、目標値を910g／人日（令和6年度比3.8%減）に設定します。

② リサイクル率

①と同じく、市民のごみの分別排出等による再資源化への取組状況を測るため、「リサイクル率」を成果指標として設定します。

令和4年度におけるリサイクル率は全国で19.6%、鹿児島県で16.1%、伊佐市で19.2%となっていますが、令和5年度は18.2%と年々減少傾向にあります。

今後は、最終処分場の延命化を図るためにも、分別収集、適正処分の徹底を図り、さらなるリサイクル率の向上を目指すため、本市の目標を18.6%に設定します。

第3節 施策の展開

1 3Rの推進

- 市民・事業者・行政が連携して3Rをさらに推進していくため、広報啓発の充実による実践的な取組を推進するとともに、ごみの減量化・資源化を進めます。
 - ・排出抑制(Reduce)：できるだけごみを出さない生活をする
 - ・再使用(Reuse)：モノを大事にして繰り返し使用する
 - ・再生利用(Recycle)：資源として再生利用する
- 循環型社会の構築では3Rを進めるだけでなく、大量廃棄が大量リサイクルに変わることにならないよう、発生抑制(Refuse：ごみになるもの作らない・家庭に持ち込まない)についても推進します。

2 ごみの適正処理の推進

- ごみステーションは管理者により清潔に保たれるように維持・管理が行われています。今後も引き続き周辺の美化を推進するとともに、維持管理に伴う管理者の負担軽減について、市民と行政が協力して行います。
- ごみステーションの衛生保持や、ごみ収集作業の効率化等を図るための支援を行うとともに、ごみ分別の適正処理に係る啓発・指導を徹底します。

3 不法投棄の防止

- 看板設置等による啓発や管内パトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めるとともに、投棄者に対する指導を徹底します。
- ボランティア美化活動等による地域や職場ぐるみの道義高揚やマナーアップを盛り上げることで、市民1人ひとりの意識改革と具体的な実践行動の促進につなげます。

4 ごみ処理施設の整備・管理

- ごみの中間処理施設である伊佐湧水環境管理組合（未来館）と連携し、周辺の環境に影響を与えないよう適正な施設管理を行うとともに、最終処分場については施設の延命及び処理コストの削減に努めます。

第4節 計画の推進

1 ごみの分別排出及び収集運搬

ごみの分別区分、排出方法等は、現行（第2章第1節1（1）参照）のとおりとします。

また、生活系ごみの収集運搬は民間業者に委託して行います。なお、ごみの分別排出及び収集運搬については、ごみ処理の適正化、効率化、コスト低減等の観点から、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 中間処理及び最終処分

ごみの中間処理及び最終処分については、当分の間現行の（第2章第1節1（2）参照）とおり行いますが、ごみ処理の適正化、効率化、コスト低減等の観点から、必要に応じて適宜見直しを行います。

最終処分場については、過去に実施した一般廃棄物最終処分場延命化調査において、嵩上げ工事等を行うことで長期使用が可能であると示されたことから、これに基づき延命化工事に向けた準備に入る必要があります。

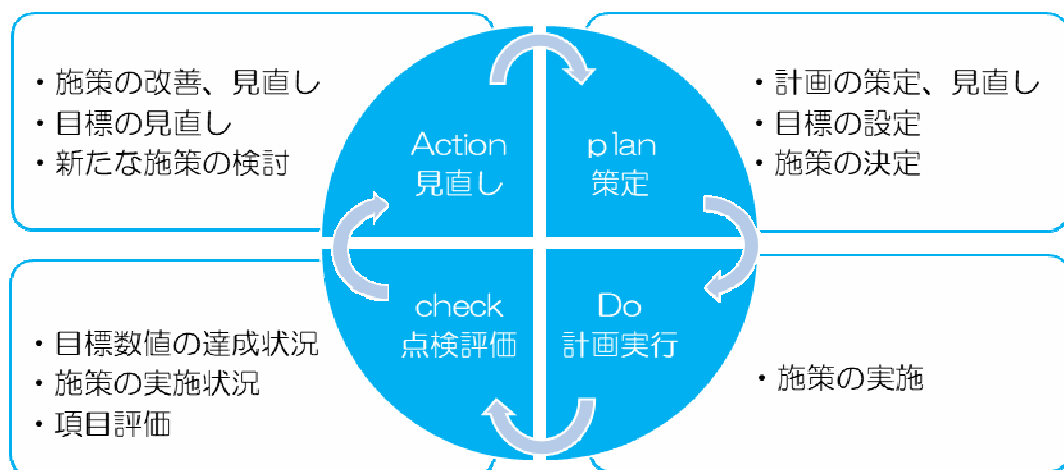
3 進行管理

ごみの減量・資源化及び適正処理を確実に実施していくため、計画の達成状況について点検・評価を行い、次期実施計画に適切に反映させます。

また、本計画策定の前提となった諸条件に大きな変動があった場合には、計画期間の途中であっても下記PDCAによる見直しを行います。

・基本計画：5年ごとの見直し

・実施計画：毎年度の見直し



参考資料(将来予測)

計画初年度					5年目	10年目						
					実績値←	→推計値						
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人口(人)			25,200	24,609	24,114	23,449	22,878	22,344	21,809	21,275	20,740	20,206
【当初計画値】			【25,137】	【24,740】	【24,343】	【23,946】	【23,549】	【23,151】	【22,785】	【22,434】	【22,038】	【21,750】
ごみ排出量(t)			8,813	8,539	8,364	8,117	7,919	7,701	7,484	7,269	7,056	6,844
【当初計画値】			【8,536】	【8,360】	【8,185】	【8,011】	【7,839】	【7,668】	【7,510】	【7,358】	【7,192】	【7,062】
直 営 ・ 委 託 ・ 許 可 分 計 画 収 集 ご み	可燃ごみ	7,407	7,190	7,002	6,762	6,598	6,412	6,227	6,044	5,863	5,683	
	不燃ごみ	495	463	468	464	452	441	430	419	408	397	
	粗大ごみ	323	321	355	464	452	441	430	419	408	397	
	資源ごみ	588	565	539	427	417	407	397	387	377	367	
(再掲)うち直接搬入ごみ			1,707	1,631	1,638	1,642	1,602	1,565	1,528	1,491	1,454	1,417
市民1人1日当たりの ごみ排出量(g/人日)			956	951	950	948	946	944	940	936	930	928
【当初計画値】			【928】	【926】	【921】	【917】	【910】	【907】	【903】	【899】	【892】	【890】
ごみ資源化量(t)			1,874	1,697	1,602	1,477	1,440	1,382	1,355	1,326	1,299	1,270
【当初計画値】			【1,711】	【1,709】	【1,708】	【1,707】	【1,706】	【1,705】	【1,707】	【1,711】	【1,711】	【1,721】
紙類			273	245	221	116	113	108	106	104	102	100
金属類			337	352	289	283	276	265	260	254	249	243
ガラス類			59	31	37	33	32	31	30	29	28	27
プラスチック類			89	91	87	88	86	82	80	78	76	74
ペットボトル			60	75	71	75	73	70	69	68	67	66
その他(蛍光灯、 乾電池)			12	13	14	11	11	11	11	11	11	11
主灰			777	658	659	639	623	598	586	574	562	550
飛灰			267	232	224	232	226	217	213	208	204	199
リサイクル率(%)			21.3	19.9	19.2	18.2	18.2	18.0	18.1	18.2	18.4	18.6
【当初計画値】			【20.0】	【20.4】	【20.9】	【21.3】	【21.8】	【22.2】	【22.7】	【23.3】	【23.8】	【24.4】

注1: 令和4年度までの各数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)に基づく実績値である。(し尿残渣含む)

注2: 令和7年度以降の人口は、伊佐市人口ビジョンの推計値を基に算出。

注3: 令和5年度以降の人口以外の推計値は、令和4年度までの実績値を基に人口の推移等を加味して推計した。

注4: ごみ資源化量には回収した資源ごみ以外にも不燃ごみ・粗大ごみから出る金属類等も含まれる。

参考資料（廃棄物処理チャート）

